

養蜂経営安定化物価高騰緊急支援事業

昨今の資材価格高騰等に伴う養蜂経営への影響をふまえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、養蜂業に必要な飼料や薬剤の価格高騰分の一部を支援します。

養蜂経営安定化物価高騰緊急支援事業

資材価格高騰による購入費用の増加に対する助成

内容：飼料及び薬剤の価格高騰により影響を受ける県内養蜂事業者に対し、価格高騰分の一部を支援
補助率：定額（1蜂群当たり187円）

【交付の対象となる要件】 **※趣味で蜜蜂を飼育する方は、対象にはなりません。**

1 対象者

次の(1)と(2)の要件を満たす県内養蜂事業者を交付対象者とします。

- (1) 養蜂振興法第3条に基づく蜜蜂飼育届の届出を栃木県に行っており、令和7年の蜜蜂飼育計画で5群以上を届出している者。ただし、届出日以降に廃業している場合は、交付対象外となります。
- (2) 業として養蜂を営んでいる者のうち、次の掲げるいずれかに該当する者。
 - ア 食品衛生法に基づく営業に関する届出等をしている者。
 - イ 特定の個人間の売買を除く2回以上の継続的な取引又は花粉交配用蜜蜂の取引を行い販売実績のある者。
 - ウ ア及びイのほか、業としての取組を行っていることが証明できる者。

2 対象となる蜂群数

養蜂振興法第3条に基づき、原則令和7(2025)年1月1日から1月31日までに栃木県に令和7年蜜蜂飼育計画について届出のあった蜜蜂飼育届(西洋蜜蜂及び日本蜜蜂)の蜂群数(栃木県内飼育分に限りま)

事業に参加する養蜂事業者は、必要事項を記入し下記の書類を提出してください。

- 提出書類：事業参加申請書(別紙様式1)
個人情報取扱同意書(別紙様式2)
チェックシート(別紙様式3)
養蜂事業者としての取組を証する書類の写し(チェックシート参照)
- 提出期限：令和8年2月27日(金)必着
- 提出先：栃木県養蜂組合 事務局(〒321-4501 栃木県真岡市横田 1162-4)

【問合せ先】 栃木県農政部畜産振興課 TEL：028-623-2346